山梨県有害鳥獣捕獲実施要領

山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課

平成 1 9年 4月 1 日策定 平成 2 5年 1 2月 1 2 日改正 平成 2 6年 3月 3 1 日改正 平成 2 7年 3月 2 7 日改正 平成 2 7年 5月 2 9 日改正 平成 2 8年 3月 2 8 日改正 平成 2 9年 3月 3 1 日改正 平成 3 0年 4月 1 日改正 令和 3年 4月 1 日改正

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で行う鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等(以下「有害鳥獣捕獲」という。)については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護管理法」という。)、同法施行令、同法施行規則、第12次鳥獣保護管理事業計画、山梨県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例及び同施行細則のほか、当要領により適切に実施するものとする。

1 有害鳥獣捕獲についての考え方

わが国には約500種類の鳥獣類が生息している。その内訳を主食別にみると、農林業上の害虫やネズミを主食とするものが全体の63%、害虫や雑草の種子を主食とするものが36%であるが、樹木や雑草の種子及び穀類を主食とするものはわずか1%を占めるにすぎない。また獣類においては、キツネはノウサギの天敵であり、イタチはネズミ類の天敵であることも良く知られている。このように一般的に野生鳥獣の存在は農林水産業上有益であり、保護を図っていくことが必要である。

しかし、時期的、地域的には農林水産物に被害を与えたり、人身への危害又は植生の衰退や在 来種の圧迫等もあり、その防止や軽減を図るため、鳥獣保護管理法第9条第1項の規定に基づく 有害鳥獣捕獲の実施が必要となる。

この許可に当たっての基本的な考え方は次のとおりである。

- ① 有害鳥獣捕獲の許可は、当該鳥獣が生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼしているか又はそのおそれがあり、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、指定管理鳥獣(※)又は外来鳥獣についてはこの限りではない。
- ② 狩猟鳥獣、非狩猟鳥獣のドバト、オナガ、ニホンザル以外の鳥獣については、被害等が生じるこ

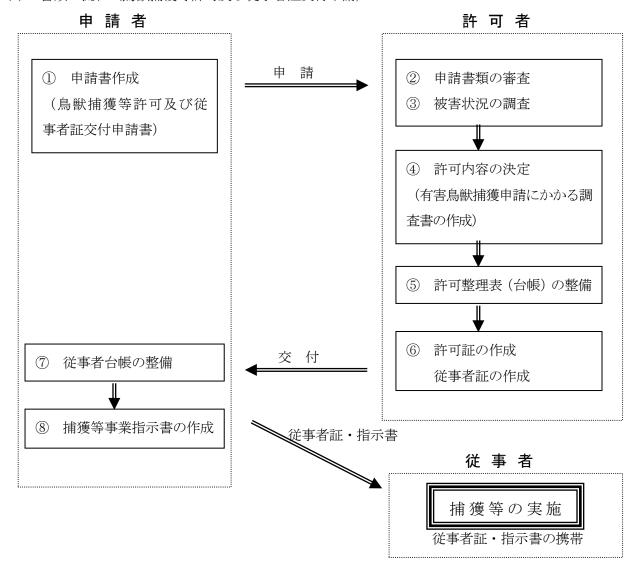
とは稀であり、過去の実績もごく僅かであることから、捕獲については慎重に取り扱い、有害捕獲に名を借りた違法な捕獲等が生じることのないよう万全を期すとともに、捕獲後は被害のおそれの少ない地域に放鳥獣させるなど、生息数の確保に努めることも検討すること。

③ 生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

種の保存法の国内希少野生動植物種から解除され、*平成30年4月から新たに県が許可権者となった*オオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定される場合に限り捕獲を認めることとする。

なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、*環境省から改めて指示があるまでの*当面の間は、公的機関等での飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

- ④ 鳥獣被害の防除の観点から、人の生活や不良農作物の処理等に伴い排出される餌に野生鳥獣が依存し、鳥獣被害を生じやすくすることがないよう日頃から関係者に周知を図ること。
- (※) 法第2条第5項に基づき省令で定める鳥獣であり、イノシシとニホンジカが指定されている。
- 2 許可手続きの流れと許可基準
- (1) 書類の流れ(鳥獣捕獲等許可及び従事者証交付申請)



(2) 受付窓口(許可権者)

市町村 (市町村長)	スズメ、ムクドリ、オナガ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、ニホンザル、ノウサギ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ ※ ただし、かすみ網及び法第36条以外の猟法に限る。
林務環境事務所 (山梨県知事)	上記以外の鳥獣のうち、環境大臣の許可以外のもの (法改正により、ネズミ・モグラ類も法の対象となった。) ※ ただし、かすみ網及び法第36条以外の猟法に限る。
環境省関東地方環境事務所 (環境大臣(地方環境事務所長))	・国設鳥獣保護区内においての捕獲等・保護繁殖を特に図る必要があるもので、環境大臣が定める種にかかる捕獲等・特定猟具(かすみ網)を使用する鳥獣の捕獲等・法第36条に規定する方法での捕獲等

(3) 申請書類の審査

① 許可対象者

ア 狩猟免許が必要な場合

有害鳥獣捕獲は、原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された 個人又は法人(国、地方公共団体、認定鳥獣捕獲等事業者若しくは環境大臣の定める法人 (別表))が申請者となるよう指導すること。

個人が申請者となる場合は、自己の田畑や山林又はゴルフ場のニホンジカやイノシシ等による被害を防止するために捕獲する場合などが想定される。要件は次のとおり。

- (ア) 被害の場所が特定の個人の土地、建物等に限定されていること。
- (4) 申請者(被害者又は被害者から依頼を受けた者)が狩猟免許を受けており、当該捕獲期間中において、当該猟法に該当する有効な狩猟者登録を受けている者又は省令第67条に基づく被共済者、被保険者若しくはこれらの者に準ずる資力信用を有する者であること。銃猟による場合には、②の従事者の項を参照のこと。実施区域は被害者が排他的に管理する土地(所有地、耕作地等)とする。なお、指定管理鳥獣又は外来鳥獣を捕獲する場合を除き、被害防除対策(防護柵など)を講じているか許可時に確認されたい。
- (ウ) なお、自分で止めさしを行えるか、止めさしを行える者に自分で頼める者に限る。 また、捕獲した個体を適切に処分できることが必要である。

上記の法人による有害鳥獣捕獲においては、万一事故が発生した時に補償等が確実にでき、かつ当該申請の捕獲方法に熟練していることを要するので、捕獲従事者は、当該捕獲期間中において、当該猟法に該当する有効な狩猟者登録を受けている者とする。②の従事者の項を参照のこと。

銃による止めさしを行う場合は、許可申請時にわなによる捕獲を行う者と銃による止め さしを行う者を併記し連名で申請する。許可書の「方法」欄に「わな、銃(但し、「止め さし」時の使用に限る)」などと記載する。

- ・ 申請者が、被害を受けている者から依頼を受けた個人である場合には、有害鳥獣捕獲 依頼書(別紙)を申請書に必ず添付させ、被害者と申請者との関係を明らかにしておく こと。
- ・ 違法に捕獲した個体の流通を防止するため、捕獲後の処置について、申請時に明記させ ること。
- イ わな猟免許または網猟免許が必要でない場合

狩猟免許を受けていない者に対しては、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げるときは、許可することができるものとする。

- (ア) 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、小型の鳥獣 (アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等) を捕獲する場合であって、次に掲げる場合は、狩猟免許を有しない者も許可対象とすることができる。
 - a 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合
 - b 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内(使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。)において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合
- (イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者 (ここでいう農林業者とは、法施行規則第2条第3号の農業者又は林業者と同じである(P12<参考1>参照)。)が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合
- (ウ) 国有林野関係職員が所定の研修を履修し国有林野及び官行造林地において、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で鳥獣を捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合
- (エ)被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト 等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合
- ウ 法人が銃器を用いないで有害鳥獣捕獲を行う場合の特例 法人が銃器の使用以外の方法による有害鳥獣捕獲を行う場合であって、以下の①から④ の条件を満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。
 - ① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
 - ② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること(※)
 - ③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと
 - ④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

使用する猟具は、はこわな及び囲いわなを基本とするが、地域の合意形成が図られ、鳥 獣の保護及び住民の安全性が確保される場合は、くくりわな等も認めるものとする。 狩猟免許所持者は、補助者を適切に指揮・監督するものとする。免許不保持者は、補助者としてわなの点検(誤作動によるわなの再セットを含む)、えさ置き、通報までを役割とし、わなの設置及び撤去並びに止めさしについては、原則として狩猟免許所持者の補助的作業に限る。

ただし、不所持者が、所持者の監督下において、わなの設置に係る十分な経験や実績を 積んでおり、かつ、連絡を受ければ所持者がいつでも駆けつけられる場合等、所持者によ る立ち会いと同等以上の状況下と考えられる場合に不所持者がわなの設置を行うことも、 許可対象として認められる。

実施に当たっては、免許所持者と不所持者との間で実施すべき内容について十分な業務 領域の確認にとどまらず、連絡を密にし、作業に従事するものとする。

(※)補助者に対する講習会や研修を通じて、使用する猟具の設置や撤収方法の習熟、捕獲個体の処理方法や処理体制の整備等がなされていること、また、事故の発生の補償に対応するため、有害捕獲許可を受けた法人又はその従事者が、保険へ加入していることをいう。

別表 環境大臣の定める法人

農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業共同組合連合会

(民間会社や自治会などの団体は申請者とはなり得ない。)

② 従事者

有害鳥獣捕獲に従事する者は、上記①許可対象者の項目中のイ又はウに該当する場合を除き、次の要件をすべて満たす者とし、必要最小限の人数で実施すること。

- ア 狩猟免許を有する者。また、万一事故が発生した時に補償等が確実にでき、かつ当該申請の捕獲方法に熟練している者とするために、原則として当該捕獲期間中(狩猟期間外においては直前狩猟期間中)において当該猟法に該当する有効な狩猟者登録を受けている者とする。(事故の補償をできる体制を整備すること。)
- イ 銃猟による捕獲に従事する場合は、(一社) 山梨県猟友会が取り扱うハンター補償制度またはそれと同等以上の保険に継続して加入していること。
- ウ 被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者を含めること。
- エ 過去3年間に鳥獣保護管理法及び銃砲刀剣類所持取締法等の法令に違反したことがない 者。
- オ 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許を持つ者は「銃砲所持許可証」の「用途」欄に「有 害鳥獣駆除」の記載がある者。

有害鳥獣捕獲を行う市町村内に適任者がおらず、他の市町村から従事者を選定する場合や、被害が広範囲に及ぶような場合には、地域の枠を超えた広域的な有害鳥獣捕獲が必要であるが、この場合地元猟友会等と連絡を密にし、連携をとって広域的な体制を整備する必要がある。

- (4) 「有害鳥獣捕獲申請にかかる調査」にかかる被害調査 許可内容を決定するため、速やかに実施するよう努める。
 - 調査員 ・ 市町村職員
 - 林務環境事務所職員(県許可)
 - ・ 鳥獣保護巡視員のいずれかとすること。
 - ② 調査内容 別紙「有害鳥獣捕獲申請にかかる調査書」に係る事項
 - 注)被害対象物・被害量については毎年度農林水産省(県農業技術課)が実施している「鳥獣害による農作物の被害状況及び被害防止対策の実施状況」の調査の算定方法によるものとし、整合性を必ずとること。(※別添<参考5>参照)

(5) 許可内容の決定

(4)の調査結果を踏まえ、次の事項に留意し決定する。調査の結果、被害が認められない場合や、加害鳥獣が特定できない場合には許可しないこと。

また、許可後「鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可整理表(整理台帳)」を整備すること。

① 鳥獣の種類

有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある種であること。恒常的に被害が発生することが予察されている場合(同じ時期に、同じ地域において、同じ鳥獣による被害が繰り返されている場合)については、当該被害が発生またはおそれがある前においても捕獲等又は採取等ができるものとする。

ただし、予察捕獲を実施する場合は、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生 予察台帳を作成し、過去5年間の被害の発生状況や鳥獣の生息状況について、地域の実情に 応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を受け、調査及び検討を行うこと。

② 鳥獣捕獲数

被害防止の目的を達成するための最小限の数とする。有害鳥獣捕獲の名目で必要以上の捕獲等及び採取等がなされることのないよう留意するものとする。

なお、有害鳥獣捕獲実施後も被害が継続し、必要がある場合には再度許可を行うものとする。

全国的に減少傾向にあるツキノワグマについては、捕獲許可頭数は原則として1許可1頭とすること。

③ 許可期間

次の条件を踏まえたうえで、実施の時期及び期間を決定すること。

- ア 期間は、原則として被害が生じているか又はおそれがある時期のうち、最も効果的な実 施が期待でき、かつ地域の実情に応じて無理なく完遂できる必要最小限の期間とする。
 - 注) 期間は、捕獲等又は採取等の実績を適時勘案することが必要であることから、あまり 長期とならないよう、2か月以内とすることが望ましい。ただし外来生物法に基づく特

定外来生物及び要注意外来生物についてはこの限りではない。なお、有害鳥獣捕獲実施後も被害が継続し、必要がある場合には再度許可を行うものとする。

- イ 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。
- ウ 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、適切な期間で許可するものとし、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応するものとする。

④ 有害鳥獣捕獲の区域

- ア 被害と因果関係のある区域に限定し、安易に「○○町一円」としないこと。
- イ 鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域等においても有害鳥獣捕獲は可能であるが、 実施に当たっては慎重を期すこととし、違法な捕獲と誤認されることのないよう、関係機 関、地域住民等への周知徹底、危険防止のため万全の配慮を図ること。特に特定猟具使用 禁止区域は、銃猟による危険を未然に防止する必要から設定された区域であることから、 銃器を使った捕獲では区域からはなるべく除くこと。やむを得ず実施する場合は、安全管 理に万全を期すこと。

⑤ 捕獲等及び採取等の方法

- ア 従来の実績を考慮して最も効果のある方法でかつ安全性の確保が可能なものとし、原則 として法第36条で禁止されている捕獲方法は除くものとする。
 - 注) 法第36条の禁止猟具:爆発物、毒薬、劇薬、据銃、危険なわな

毒薬、劇薬(下剤や麻酔薬など鳥獣の体に影響を与えるもの全てを含む。)、爆発物及び危険なわな等を使用する場合については、環境大臣の許可が必要となる。

- イ 空気銃を使用した捕獲は半矢の危険性があるため、中・小型鳥類に限る。但し、対象鳥 獣を取り逃がす危険性の少ない状況(止めさしする場合)において使用する場合について はこの限りではない。
- ウ 水辺地のうち水鳥の鉛中毒を防止するために選定された鉛散弾規制地域にあっては、鉛 散弾は使用しないこと。

また、捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露し ない構造・素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出を徹底する。

- エ 銃を使用する捕獲は共同捕獲を原則とし、単独捕獲はできる限り実施しないこと。
- オ わなの取り扱いについて(別紙<参考4>参照)
 - (ア) 獣類を目的とする許可申請の場合((ウ)の場合を除く。)
 - a くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以下であり、締付け防止金具を装着したものであること。
 - b とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態におけ

る内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

(4) イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、(ア) a の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

但し、ニホンジカ又はイノシシを捕獲するために用いるくくりわなの輪の直径については、ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了する時期までの期間に限り20センチメートル以下に緩和する。

なお、規制緩和の開始時期については、山梨県イノシシ・ツキノワグマ保護管理会議 の意見を聴きながら、狩猟期前に定めることとする。

- ※ 上記の規制緩和措置による場合の申請書記載方法等
 - ・「捕獲等又は採取等の方法」欄に、「くくりわな(県が定める期間に限り輪の直径 2 0 センチメートル以下)」と記載すること。
 - ・申請書にはわなの構造が分かる図面等(市販の場合は商品名(規格))を記載または 添付すること。
- (ウ) ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合 はこわなに限るものとする。
- ※ くくりわなにおける輪の直径の長さについては、最大長となる内径に直角に交わる内 径の長さとする。
- カ 対象鳥獣以外の鳥獣を錯誤捕獲しないように、わなの架設にあたって十分に注意を払う こと。また、錯誤捕獲した場合は、原則として管理捕獲対象鳥獣および特定外来生物以外 は放鳥獣すること。

人間がわなにかかったり、わなにかかった個体が人間に危害を加えることのないよう、捕獲の 実施に当たっては目につく高さに標識を設置するとともに、周辺住民への十分な広報を実施する などの措置を講じること。

また、わなの架設方法についても捕獲する個体の足の大きさに合わせて適切に架設すること。 わなは自分が管理できる地理的範囲内で、かつ管理できる数とし、個体の捕獲があるかどうか 毎日見まわるなど管理を徹底すること。

- ※H18.4.1 施行通知改正 次により麻酔薬を麻酔銃を用いて使用する場合、法第36条 の危険猟法とは取り扱われないこととされた。
- (ア)塩酸ケタミン、塩酸メデトミジン等鳥獣の放獣作業の際に一般的に使用されている麻酔薬を、通常の施用量(例えば、ツキノワグマの場合、体重1kg当たり成分量(塩酸ケタミン10mg))で使用する場合
- (イ)個別に捕獲する個体を特定して麻酔銃を使用する場合
- (ウ)当該麻酔薬が拡散するおそれがない場合

なお、具体的には、次の施用量で使用する場合である。

塩酸ケタミン 1発射当たり5700mg以下

塩酸メデトミジン 1発射当たり4560mg以下

塩酸キシラジン 1発射当たり6840mg以下

なお、ケタミンについては、H19.1 から麻薬及び向精神薬取締法第2条第1項に規定する麻薬に指定され、所持、施用等の取扱い等について規制されているところ。使用等に当たっては、同法第3条第2項に基づき、麻薬研究者免許の取得の手続が必要となるので、留意されたい。

キ 管理捕獲対象鳥獣を捕獲する場合

管理捕獲対象となっているニホンジカ、イノシシ、ニホンザルを捕獲する場合、発信器を装着するなど特段の理由がなければ、原則として捕獲後は致死させるものとする。なお、 錯誤捕獲等により管理捕獲対象鳥獣が捕獲された場合には、別途許可を行った当該管理捕獲対象鳥獣を目的とした捕獲許可に基づき致死処分を行い、放獣することのないよう措置すること。

また、管理捕獲対象鳥獣の許可申請の場合、捕獲の確認のため、捕獲個体の尾を切除し、提出させることを要件とすること。

(6) 許可証及び従事者証の交付

- ① 地方公共団体又は環境大臣の定める法人による申請に対しては捕獲許可証及び従事者証 (申請がある場合)を交付すること。
- ② その他の者からの申請に対しては捕獲許可証のみを交付すること。
- ③ 許可した内容を、林務環境事務所、所轄警察署、鳥獣保護巡視員及びその他関係機関に通知すること。(別紙)
- ④ 許可証の「条件」欄の記載方法
 - ア 許可証の「条件」欄には、「周辺環境に十分配慮すること。」を記載すること。
 - イ 捕獲方法がわな猟による場合には、アに加え、「猟具ごとに標識を装着すること。」を記載すること。
 - ウ ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了する時期までの期間に、輪の直径が12センチメートルを超え20センチメートル以下のくくりわなを用いてニホンジカまたはイノシシを捕獲する場合には、ア及びイに加え、「くくりわなの輪の直径は12センチメートル以下(但し、県が定める期間に限り20センチメートル以下)とすること。」を記載すること。
 - エ 管理捕獲対象鳥獣の場合、「尾を提出すること。」を原則記載すること。

(7) 捕獲の実施

- ① 許可した範囲内で、捕獲に伴う危害の防止に万全を尽くし実施させること。
- ② 許可を受けた法人が従事者を使う場合は、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲方法の内容を指示書(別紙「捕獲等事業指示書」)で具体的に指示するとともに、従事者の台帳(別紙「従事者台帳」)を整備するよう十分指導すること。
- ③ 鳥獣捕獲許可証(従事者証)、捕獲等事業指示書の携帯を徹底させること。

- ④ 網、わな、つりばりを使用する場合には、それぞれの猟具ごとに「架設者の住所、氏名、 許可した市町村(林務環境事務所)名、許可証に記載された都道府県知事名、許可の有効期 間、許可証の番号及び捕獲しようとする鳥獣」を記載した標識を付けること。
 - 注)標識は金属製又はプラスチック製で、記載された文字の大きさが縦横1センチメートル 以上であるとともに、人から見えるように棒の先に付けて立てるなどの措置を取ること。
- ⑤ 広報紙、町内放送等を通じて当該地域住民に周知を図り、事故・危害の防止に努めること。
- ⑥ 市町村職員、林務環境事務所職員(県許可)又は鳥獣保護巡視員のいずれかができる限り 立ち会いのもとで実施し、立ち会いできない場合は事前に計画の報告を受けるなど実施管理 の徹底に努めること。
- ⑦ 特定猟具使用禁止区域で銃器を使用する場合には、危険防止に特段の配慮をした上で実施 すること。

(標識の記載例)

住 所							
氏 名							
(法人の名称)							
許 可 権 者	山梨県知事 〇〇 〇〇 (〇〇市町村長 〇〇 〇〇)						
許可の有効期間	令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日まで						
許可証の番号	第○○号						
捕獲等をしようと する鳥獣又は採取	00000						
等をしようとする 鳥類の卵の種類							

備考1 標識は、金属製又はプラスチック製にしてください。

2 記載する文字の大きさは、縦1センチメートル以上、横1センチメートル以上にしてください。

(8) 報告·返納

許可期間満了後又は有害鳥獣捕獲終了後、被許可者から報告書(別紙「鳥獣捕獲実績報告書」)、 許可証及び従事者証の返納を受けること。(違反すると30万円以下の罰金刑を受ける場合が ある。)

今後の野生鳥獣の保護管理の資料とする必要があるので、許可を行った市町村長は捕獲実績 を四半期毎に所轄林務環境事務所に報告(別紙「有害鳥獣捕獲実績報告書」)してください。

(9) 捕獲物又は採取物等の処理

- ① 捕獲物等は、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で処理し、山野に放置することなく適正に処理すること。(埋設することについては、別添「捕獲物の埋設について」参照)
- ② 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によること。

③ 捕獲した個体を生きたまま譲渡しようとする場合は飼養登録の手続きを行い、捕獲物の違法な流通を防止するよう努めること。

(9)-1 有害鳥獣捕獲における「止めさし」について

捕獲の方法が許可時に「網」「わな」とされている場合、銃による止めさしをする行為は、 法令違反となってしまう。

これは、止めさしは通常の捕獲行為と同様の行為であると整理されているため。

よって、上記のケースで、銃による止めさしが想定される場合は、許可書の方法欄に「わな、 銃(但し、「止めさし」時の使用に限る)」などと記載すること。

さらに、許可区域内に特定猟具使用禁止区域が含まれる場合は、「条件」欄に「銃の使用に あたっては十分に注意をすること」などと記載すること。

(10) 捕獲情報の収集

捕獲実施者に対して必要に応じて、捕獲した鳥獣の種類・数量、性別(獣類のみ)、捕獲地 点、処置の概要、写真又はサンプル、年齢、体長、体重等について報告を依頼し協力を求める こと。

3 知事の指示等

法第79条第2項により、知事は有害捕獲など市町村に委譲した事務に関し、市町村に対し、 鳥獣の保護を図るため必要があると認められるときは、当該事務に必要な指示をすることがで きる。

4 ネズミ・モグラ類の捕獲等について

平成19年の法改正により、ネズミ科(ドブネズミ、クマネズミ及びハツカネズミを除く)、トガリネズミ科及びモグラ科の鳥獣が法の対象となった。(詳細は別紙参照)

ネズミ科(ドブネズミ、クマネズミ及びハツカネズミを除く)、モグラ科の鳥獣については、 法第13条第1項の規定に基づき、農林業事業活動に伴いやむを得ず捕獲等する場合は、許可 を要しない。ただしトガリネズミ科については他の鳥獣と同様に許可を要する。

5 カワウの捕獲について

釣り針によるカワウの有害捕獲を認めることとする。捕獲の実施に当たっては、近くに待機 して、カワウ以外の鳥の追い払いを行うとともに、カワウを捕獲した場合には、すみやかに処 理を行うよう指導されたい。

(様式1)

第10号様式(第10条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住 (法人 の	、にあっ 所	ては事 在	所 務所 地)	Ŧ
	、 に あっ え 表 者			印 ほか 人 (別紙のとおり)
職			業	
生	年	月	日	年 月 日生
電	話	番	号	

鳥獣捕獲等許可申請書

次のとおり鳥獣捕獲等の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する 法律第9条第2項の規定により申請します。

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等を	
しようとする鳥類の卵の種類及び数量	
捕獲等又は採取等の目的	
捕獲等又は採取等の期間	
捕獲等又は採取等の区域	
捕獲等又は採取等の方法	
捕獲等又は採取等をした後の処置	
学術研究を目的とした場合にあっては	
研究の事項及び方法	
愛玩のための飼養の場合、現に飼養して	
いる鳥獣の種類及び数量等	
鳥獣保護区等において捕獲等又は採取等	
をしようとする場合にあってはその旨	
狩猟免許を受けている場合は当該免許の	
種類、免許を与えた知事名、狩猟免状の	
番号及び交付年月日	
銃器を使用する場合は、猟銃・空	
気銃所持許可証の番号及び交付年月日	
備考	

別紙鳥獣の捕獲等許可申請書名簿を添付すること。

(様式2-1)

第11号様式(第10条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

事務所の所在地	Ŧ
名 称 及 び 代表者氏名	印
電話番号	

従事者証交付申請書

次のとおり従事者証の交付を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により申請します。

鳥獣捕獲等許可証の番号	
-------------	--

			銃器を使用する場合					
住所	氏名	印	職業	生年月日	所持許可	交付	備考	
					証番号			

※本様式により法人として申請ができるのは、環境大臣の定める法人(別表)に限られ、民間会社 や自治会などの団体は申請者とはなり得ない。

(様式2-2)

第 16 号様式(第 10 条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務 所の所在地	
名称及び代 表者氏名	印
電話番号	

指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証交付申請書

次の指定管理鳥獣捕獲等事業について従事者証の交付を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並び に狩猟の適正化に関する法律第 14 条の 2 第 9 項により読み替えて適用する同法第 9 条第 8 項の規 定により申請します。

指定管理鳥獣捕獲等 事業の実施期間	
指定管理鳥獣捕獲等 事業の実施区域	
従事者の住所、氏名、 職業及び生年月日	

(様式3)

第12号様式(第10条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

事務	秀所の)所名	E地	Ŧ					
		及 の氏							印
職			業						
生	年	月	日			年	月	日生	
電	話	番	号						

鳥獣捕獲等許可及び従事者証交付申請書

次のとおり鳥獣捕獲等の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により申請します。併せて従事者証の交付を受けたいので、同法第9条第8項の規定により申請します。

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等を	
しようとする鳥類の卵の種類及び数量	
捕獲等又は採取等の目的	
捕獲等又は採取等の期間	
捕獲等又は採取等の区域	
捕獲等又は採取等の方法	
捕獲等又は採取等をした後の処置	
学術研究を目的とした場合にあっては研	
究の事項及び方法	
愛玩のための飼養の場合、現に飼養して	
いる鳥獣の種類及び数量等	
鳥獣保護区等において捕獲等又は採取等	
をしようとする場合にあってはその旨	
狩猟免許を受けている場合は当該免許の	
種類、免許を与えた知事名、狩猟免状の	
番号及び交付年月日	
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所	
持許可証の番号及び交付年月日	
備	

注 別紙鳥獣の捕獲等従事者名簿を添付すること。

※本様式により法人として申請ができるのは、環境大臣の定める法人(別表)に限られ、民間会社 や自治会などの団体は申請者とはなり得ない。

(様式 4)

別紙

鳥獣の捕獲等従事者名簿(鳥獣の捕獲等許可申請者名簿)

					捕獲する鳥獣	斧	守猟免許を	受けている	場合	銃器を	備考		
住所	氏名	印	職業	生年月日	又は採取する 鳥類の卵の種 類及び数量	免許の 種類	免許を 与えた 知事名	免状の 番号	交付 年月日	所持許可 証番号	交付 年月日	銃砲の 種類	

(様式5)

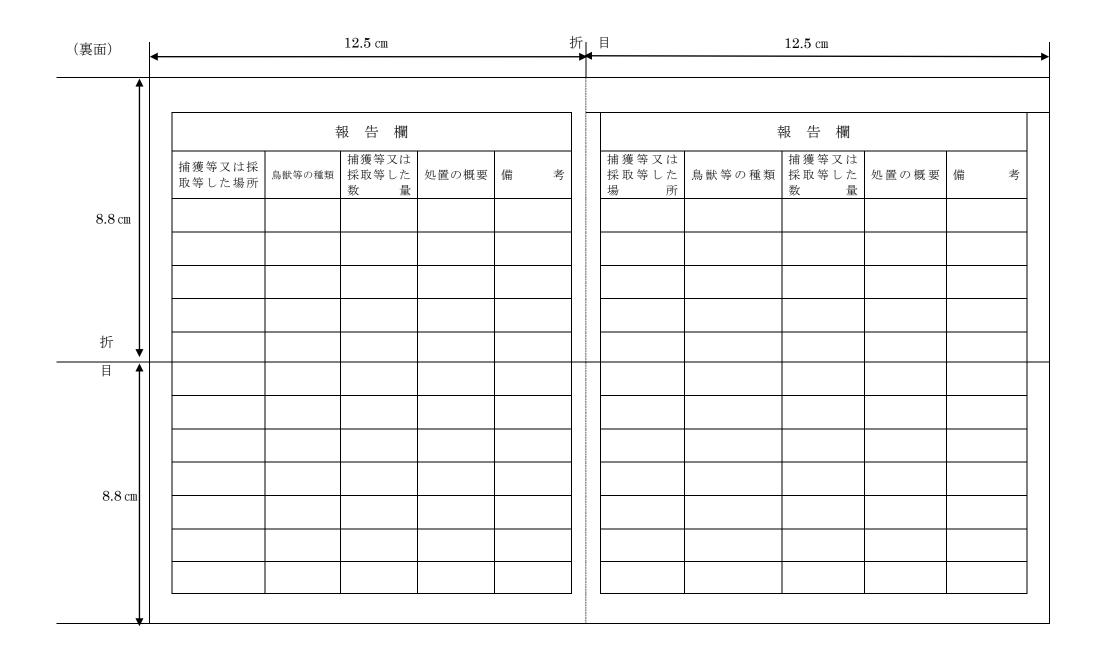
有害鳥獣捕獲申請にかかる調査書

部 大 早	所	属	
調査員	氏	名	
調査	年	月 日	
調	查	地	
申請者	住	所	
申 請 者	氏	名	ほか名
被	害	地	
捕獲しよう	とする	る鳥獣名	
被 害 の 対 象 (農林水産物名又は種類)			稲 麦類 いも類 豆類 雑穀 工芸作物 飼料作物 果樹 野菜 その他() ※該当を○で囲む
被害の態	様(状 況)	
	面	積	h a
被害の程度	減	収 量	t
	金	額	千円
備		考	

⁽注)被害対象物・被害量については毎年度農林水産省(県農業技術課)が実施している「鳥獣害による農作物の被害状況及び被害防止対策の実施状況」の調査との整合性を必ずとること。

様式第1(第7条	第6項関係)	12.5 cm				
(表面)		折				
↑	第 号 有効 年 月 日から 年 月 日まで	注意事項				
	許 可 証 (鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等)	1 この許可証は、捕獲等又は採取等に際しては必ず携帯しなければならず、かつ、他人に使用させてはならない。				
	山梨県知事 〇〇 〇〇 旬 (〇〇市町村長 〇〇 〇〇 旬)	2 この許可証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、 警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたと きは、これを拒んではならない。				
8.8 cm						
	住 所 氏 名	3 この許可証は、その効力を失った日から30日以内に、環境 大臣(交付を受けた都道府県知事)に返納し、かつ、捕獲等 又は採取等についての報告をしなければならない。				
	(法人の名称)	ytisiyayi, t= 1 · · · · · · ////////////////////////				
	生年月日	4 返納の際に報告欄に所要事項を記入することにより、鳥獣				
折 ▼	(代表者の氏名)	の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第13 項の報告とすることができる。				
	鳥獣等の種類	報告欄				
	及び数量	捕獲等又は採 鳥獣等の種類 捕獲等又は採 処置の概要 備 考				
	目的	取等した場所は一時間では異した数量は一般に関する。				
	区域					
	方 法					
8.8 cm	捕獲等又は採取					
	等の後の処置					
	条件					
	<u> </u>					

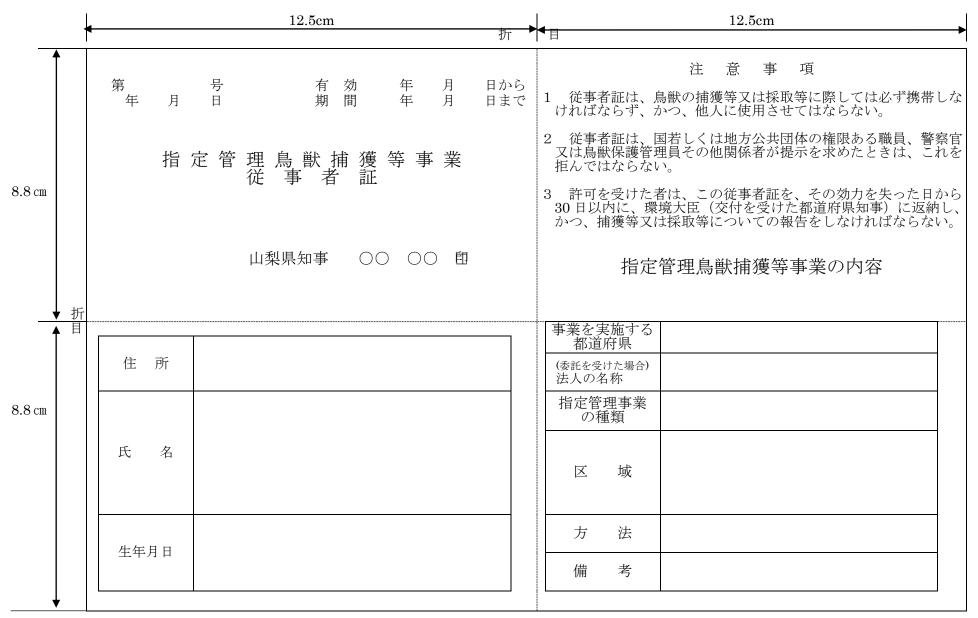
- 備 考 1 用紙の大きさは、やむを得ない場合を除き、25cm×17.6cmとし、4つ折り等により容易に携帯できるようにすること。
 - 2 報告欄の処置の概要欄には、捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵に行った具体的処置を記載すること。
 - 3 報告欄の捕獲等又は採取等した場所欄には、鳥獣保護区等の区域を示す図面に記載されたメッシュ番号を記載すること。
 - 4 報告欄の備考欄には、地域における状況を考慮して記載事項を決定し、必要に応じて()書きするなどその旨を明示すること。



様式第2(第7条第9項関係)

	L	12.5cm							12.5cm			
	1							折 上				
8.8 cm		第 年	月	号日	有 効 期 間 従 事 者 証	年年	月月	日から 日まで	注 意 事 項 1 従事者証は、鳥獣の捕獲等又は採取等に際しては必ず携帯したければならず、かつ、他人に使用させてはならない。 2 従事者証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。 3 許可を受けた者は、この従事者証を、その効力を失った日から30日以内に、環境大臣(交付を受けた都道府県知事)に返納しかつ、捕獲等又は採取等についての報告をしなければならない。			
•	, 折				山梨県知事 ○○ (○○市町村長 ○○			ı	許可の内容			
	目								法人の名称			
		住	所						鳥獣等の種類及 び数量			
8.8 cm		氏 名						目的				
										区域		
		生年月	生年月日						方法			
									条件			

備 考 用紙の大きさは、やむを得ない場合を除き、25cm×17.6cmとし、4つ折り等により容易に携帯できるようにすること。



備 考 用紙の大きさは、やむを得ない場合を除き、25cm×17.6cmとし、4つ折り等により容易に携帯できるようにすること。

(様式6)

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可整理表(整理台帳) 年度 地区自然保護事務所

3 11/4 11/4 1/2	4 - 1119/21 - 21	NIC. D. 11 - H. 1777-7-7-	·— — —	15 47		1 /~		////	1 1 HZ 1 1/2///	
許可証番号	許可年月日	許可者氏名		捕獲等	等の目的		37条許可 の有無	返納月日		
		許可者氏名 (従事者氏名)	学術	有害	その他	期間	区域	対象鳥獣・員数	の有無	

(注) 1 許可証(従事者証)ごとに記入すること。

- 2 「捕獲の目的」欄は、「その他」に該当する場合は具体的に記入すること。 3 「許可の内容」の「区域」欄は国指定鳥獣保護区名又は都道府県名を記入すること。 4 37条許可(危険猟法の許可)のみの場合も本表に記入すること。

(表面)

	12.5cm ————————————————————————————————————		\Rightarrow
第 号			
	交付年月日		
		年 月 日	8.
	捕獲等事業指示書		
		法人名 印 法人の代表者氏名	
従事者氏名	に対する指示内容		
捕獲期間			
捕獲方法			
捕獲区域			8
捕獲鳥獣名及び その割当員数			
捕獲鳥獣 の処理方法			

(裏面)

捕獲等報告欄

鳥獣名	捕獲数	捕獲区域	処置の概要

注意事項

- 1 捕獲等に従事する際には、本指示書を必ず携帯すること。
- 2 従事者は、法人に対し適宜鳥獣の捕獲状況について報告し、その指示を受けること。
- 3 指示された捕獲期間満了後は速やかに、交付を受けた法人に、必要事項を記載の上返納すること。

備考 指示内容を変更した時は、指示内容を変更した期日を明らかにして変更された指示 内容を記載するか、新たに捕獲等事業指示書を交付し、従来の指示書は回収すること。

(様式8)

従事者台帳の様式

	記載項目	内	容	備	考
従	従事者証の番号				
事者	従事者証の有効期限				
に 関	住所				
する	職業氏名				
事項	生年月日				
	捕獲期間				
	捕獲方法				
指示事	捕獲区域				
項	捕獲鳥獣名及び その割当員数				
	捕獲鳥獣の処理方法				
捕獲	捕獲鳥獣名及び その員数				
の記録	捕獲鳥獣の処理方法				

- 備考 1 従事者一人についての記載事項は一葉にまとめて記載すること。
 - 2 記載内容が変更された場合には、その変更があった期日を明らかにし、その変更された内容を備考欄に記載すること。

番 号 年 月 日

 警
 察
 署
 長

 関
 係
 機
 関
 殿

 (林務環境事務所長)

 (市 町 村 長)

 (鳥獣保護管理員)

(市町村長)

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可について (通知)

このことについて、次のとおり許可したので通知します。

捕獲許可番号					
捕獲許可鳥獣名 及び数量					
許可を受けた者の 住所、氏名、生年月日					
捕獲目的					
被害作物名及び 被害金額					
捕獲許可期間	年 年		から まで		
捕獲許可区域					
捕獲方法					

- *法人に対して許可した場合は、従事者名簿を添付すること。
- *被害作物名及び被害金額の欄には、被害状況等も含め記入すること。
- *捕獲許可区域を表示する図面を添付すること。

年 月 日

林務環境事務所長 (市町村長) 殿

住 所 職 業 代表者 氏 名 生年月日 電話番号

鳥獣捕獲実績報告書

鳥獣捕獲が終了しましたので、鳥獣捕獲許可証及び従事者証を返納するとともに、次のとおり実績を報告します。

捕獲許可番号	
捕獲した鳥獣の種類及び 数量	※ ニホンジカの場合はオス、メスの別を記入
捕獲の目的	
期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
捕獲の場所(メッシュ番号)	
方 法	
捕獲した鳥獣の処置	

有害鳥獣捕獲依頼書

住所	
職業	
氏名	

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による有害鳥獣捕獲のための鳥獣捕獲を下記により依頼します。

記

				н			
	住 所						
July 11. 100 - 100	職業						
被依頼者	氏 名					*他 名	
	生年月日			年	月	日生	
捕獲を依頼した 鳥獣の種類							
捕 獲 頭 (羽・個)数							
区域又は場所							
期間	自	年 月	日	~ 至		年 月 日	1
被害状況							
依 頼 理 由							